

愛媛県飼養衛生管理指導等計画

令和6年4月1日
愛媛県公表
一部変更：令和7年10月17日

目次

第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向	3
I 愛媛県の畜産業及び家畜衛生の現状	3
II 家畜の伝染性疾患の発生状況及び家畜衛生上の課題	6
III 指導等の実施に関する基本的な方向	9
第二章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾患の発生の状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項	11
I 実施方針	11
第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項	11
I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項	11
II I以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項	13
第四章 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項	14
I 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針	14
第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項	14
I 県の体制整備	14
II 飼養衛生管理者の選任、研修等	15
III その他指導等の実施体制に関する事項	16
第六章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項	16
I 協議会等の活用と相互連携に関する方針	16
II 家畜の伝染性疾患の発生時における緊急対応に関する方針	17
III 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針	18

はじめに

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 12 条の 3 では、政令で定める家畜について、その区分に応じ、家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準（以下「飼養衛生管理基準」という。）を定め、家畜の所有者は同基準に定めるところにより、当該家畜の飼養に係る衛生管理を行うことが義務付けられている。

近年、国内においては、平成 30 年 9 月以降、豚熱の発生が拡大し、また、本病に感染した野生いのししによって、本病ウイルスが拡散し、依然として本病の発生リスクが高い事態となっている。更には、高病原性鳥インフルエンザは、令和 2 年シーズン以降、毎シーズン国内発生が確認されている。

これらの一因として、豚熱や高病原性鳥インフルエンザ発生時の疫学調査結果等において、家畜の所有者における飼養衛生管理基準への理解が不足し、同基準の遵守が不十分な事例が一部であったことが指摘されている。

これらのことは、悪性の家畜伝染病に限るものではなく、農場で慢性化している家畜の伝染性疾病による生産性の阻害という課題の観点からも、畜産業全体の共通課題であり、本県の生産現場においては、飼養衛生管理基準が家畜の飼養に係る衛生管理に関し基本として守るべき基準であるとの認識のもと、飼養衛生管理基準への理解、同基準の遵守に関する指導等を平準化し、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に万全を期す必要がある。

以上のことから、本計画は、法第 12 条の 3 の 3 に規定する飼養衛生管理指導等指針に即して、本県の実情に応じ、飼養衛生管理に係る指導等のうち、重点的に指導等を実施すべき事項等を法第 12 条の 3 の 4 に規定する計画として定めるものである。

本計画の計画期間は、令和 6 年度から令和 8 年度とする。なお、国の指針の変更、国内外における家畜伝染病の発生の状況の変化や科学的知見及び技術の進展等があった場合には、随時見直す。なお、本計画の見直しに当たっては、愛媛県家畜衛生推進会議等における意見調整に努め、少なくとも、3 年ごとに再検討を行う。

第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

1 愛媛県の畜産業及び家畜衛生の現状

1 畜種別の飼養状況

(1) 乳用牛

飼養戸数、飼養頭数は、平成2年次に720戸、14,500頭であったが、令和5年次は、82戸、4,520頭と約30年間で、戸数では約88%、頭数では、約68%減少している。

なお、1戸当たりの乳用牛飼育頭数は、20.1頭から55.1頭へと増加し、規模拡大が進んでいるものの、依然として中小規模の農場数が多い。

(2) 肉用牛

飼養戸数、飼養頭数は、平成2年次に1,360戸、27,500頭であったが、令和5年次は、146戸、10,400頭と約30年間で、戸数では約89%、頭数では、約62%減少している。

なお、1戸当たりの肉用牛飼育頭数は、20.2頭から71.2頭へと増加し、規模拡大が進んでいる。

(3) 養豚

飼養戸数、飼養頭数は、平成2年次に650戸、323,800頭であったが、令和5年次は、67戸、197,800頭と約30年間で、戸数では約89%、頭数では、約38%減少している。

なお、1戸当たりの飼養規模は498.2頭の小規模経営による生産から、2,952.2頭に増加し、企業経営化による規模拡大が進んでいる。

(4) 養鶏

採卵鶏の飼養戸数、飼養羽数は、平成2年次に2,790戸、4,053千羽であったが、令和5年次は、37戸、2,094千羽と約30年間で、戸数では約98%、羽数では、約48%減少している。

なお、1戸当たりの成鶏めす飼養羽数は、1,123羽から41,400羽となり、ウインドレス鶏舎での企業経営化が進んでいる。

肉用鶏の飼養戸数、飼養羽数は、平成2年次に128戸、1,967千羽であったが、令和5年次は、25戸、1,083千羽と約30年間で、戸数では80%、羽数では、44%減少している。

なお、1戸当たりの飼養羽数は、15,367羽から43,300羽となり、ウインドレス鶏舎での企業経営が増加する一方、開放型鶏舎での小規模飼養も依然として行われている。

2 畜種別の市町別の家畜飼養状況

令和5年2月の飼養頭数から見ると、乳用牛については県全体の46%が西予市で飼養されており、肉用牛についても西予市が51%と県全体の半数以上を占め、南予地域を中心に飼養されている。養豚については、西予市で27%、大洲市で22%と、

南予地域を中心に飼養されている。採卵鶏については西条市が 24%、今治市が 22% となっており、東予地域を中心に飼養されている。肉用鶏については西予市が 36%、大洲市が 25%となっており、南予地域で県全体の 6 割を占めている。現状では、多くの畜種が南予地域に集中して飼養されている。

3 飼養衛生管理基準の遵守状況

令和 4 年度における定期報告（自己点検）の遵守状況（農林水産省 HP 公表）について、各家畜を飼養する農場における遵守率が 70%未満であり、意識向上が必要と考えられる項目は下記のとおりであった。

(1) 乳用牛

- ・衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底
- ・消毒の実施に関する記録の作成・保管
- ・衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置・使用
- ・更衣による交差汚染防止
- ・衛生管理区域に立入る車両の消毒等
- ・畜舎専用の靴の設置又は消毒畜舎の入口における靴の交換又は消毒
- ・給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止
- ・ねずみ及び害虫の駆除
- ・ねずみ等の隠れ場所の一掃
- ・衛生管理区域から退出する車両の消毒

(2) 肉用牛

- ・衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底
- ・立入者に関する記録の作成・保管
- ・農場指導に関する記録の作成・保管
- ・衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
- ・衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置・使用
- ・更衣による交差汚染防止
- ・衛生管理区域に立入る車両の消毒等
- ・畜舎に立ち入る者の手指消毒等
- ・畜舎専用の靴の設置又は消毒
- ・ねずみ等の隠れ場所の一掃
- ・衛生管理区域から退出する車両の消毒

(3) 豚

- ・畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用

(4) 採卵鶏

- ・飼養衛生管理マニュアルの作成
- ・衛生管理区域に立ち入る車内における交差汚染防止の防止

4 行政、畜産関係団体等

本県の家畜衛生、家畜診療等に関係する主な行政機関、団体等は以下のとおり。

	東予地域		中予地域	南予地域	
市町	新居浜市、西条市、四国中央市	今治市、上島町	松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町
家畜保健衛生所	東予家畜保健衛生所		中予家畜保健衛生所	南予家畜保健衛生所	
共済家畜診療所	東予家畜診療所			南予家畜診療所、南予家畜診療所大洲駐在所	
農業協同組合	全国農業協同組合連合会愛媛県本部（JA全農えひめ）、愛媛県酪農業協同組合連合会				
	JA うま、JA えひめ未来、JA 周桑	JA おちいまばり、JA 今治立花	JA 松山市、JA えひめ中央	JA 愛媛たいぎ、JA にしうわ、JA ひがしうわ	JA えひめ南
畜産関係団体	愛媛県農業共済組合、公益社団法人愛媛県畜産協会、公益社団法人愛媛県獣医師会、愛媛県配合飼料価格安定基金協会、愛媛県食鳥協会				
生産者団体	愛媛県酪農経営者協議会、愛媛県肉用牛振興協議会、愛媛県肉用牛生産者協議会、愛媛県養豚協議会、JA 愛媛養豚経営者協議会、愛媛県養鶏協会				
協議会等	愛媛県家畜衛生推進会議、家畜伝染病予防対策等に係る連絡会議 豚熱感染拡大防止対策協議会				
	東予家畜衛生推進協議会		中予家畜衛生推進協議会	八幡浜地方家畜衛生推進協議会	宇和島地方家畜衛生推進協議会

II 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

1 国内における家畜伝染病の発生状況

(1) 口蹄疫

平成 22 年に宮崎県で発生が確認されて以降、国内での発生はないが、近隣アジア諸国において、現在もなお、断続的に発生が続いており、国内への侵入に警戒が必要である。

(2) 豚熱

平成 30 年 9 月に国内で 26 年ぶりに発生以降、令和 7 年 8 月現在、24 都県の豚等の飼養農場において発生している。また、野生いのししにおいても、本病の感染地域が拡大、広範囲における発生リスクが高い状態が継続している。

(3) 高病原性鳥インフルエンザ

令和 2 年 11 月に香川県で発生以降、毎年度、発生が確認されており、令和 6 年シーズンにおいては、平成 16 年の我が国における 79 年ぶりの同病の発生以降、シーズンの初発のうち最も早い 10 月に発生が確認された後、令和 7 年 2 月までに 14 道県 51 事例が確認されている。また、死亡野鳥等における鳥インフルエンザウイルス保有状況調査においても、本病ウイルスの保有が確認される事例が国内各地で報告されている。

2 海外における家畜伝染病の発生状況

(1) 口蹄疫

アジア地域を中心に、現在もなお、断続的に発生が続いている。東アジア地域における直近の発生事例としては、中国において令和 7 年 3 月に、韓国において令和 7 年 3 月に発生が確認されている。欧州においても、令和 7 年 8 月までにドイツ、ハンガリー及びスロバキアにて発生が確認されている。

(2) アフリカ豚熱

アフリカ大陸だけでなく、ロシア、東欧地域においても発生が拡大しており、平成 30 年 8 月には、中国においてアジアで初めて発生が確認され、周辺アジア各国へ発生が拡大した。特に、欧州や韓国等では、野生いのししに本病ウイルスが侵入し、家畜での発生リスクが高い状態が続いている。

(3) 豚熱

アジア地域、ロシア、東欧地域、中南米地域において、現在もなお、断続的に発生が続いている。平成 30 年以降も、中国、ブータン、カンボジア、インド、インドネシア、ネパール、フィリピン、タイ、東ティモール、ベトナム、ロシアで発生が確認されており、アジア地域における清浄化の見通しは立っていない。

(4) 高病原性鳥インフルエンザ

毎年、世界各地で発生が確認されている。アジア地域においては、平成 30 年以降では、中国、韓国、台湾、香港、カンボジア、ラオス、バングラディシュ、マレーシア、ネパール等で発生が確認されている。特に、米国でも継続的に発生が

確認され、同国では令和6年から7年にかけて過去最大規模の発生を記録した。欧州では従来、主に秋から春にかけて発生がみられていたが、令和4年では夏季にも発生が継続した。さらに令和4年には南米大陸、令和6年には南極大陸、オーストラリア及びニュージーランドにおいても発生がみられた。この他、米国や英国等では乳牛、めん羊、山羊等家きん以外の家畜への高病原性鳥インフルエンザ感染も確認されており、本病をめぐる状況は、世界的に極めて深刻な状況となっている。

3 本県における家畜伝染病の発生状況と家畜衛生上の課題

(1) 家畜伝染病の発生状況

本県では、令和3年及び令和6年シーズンに高病原性鳥インフルエンザ、令和6年に豚熱の発生があり、その発生状況は表1のとおり。令和2年から令和6年の4年間においては、届出伝染病の発生は表2のとおりである。

【表1 法定伝染病の発生頭羽数（令和2年～令和6年次）】

畜種	法定伝染病	発生頭羽数
鶏	高病原性鳥インフルエンザ（患畜）	4 3
	高病原性鳥インフルエンザ（疑似患畜）	7 0 1, 9 2 9
豚	豚熱（患畜）	2
	豚熱（疑似患畜）	5 9

【表2 届出伝染病の発生頭羽数（令和2年～令和6年次）】

畜種	届出伝染病	発生頭羽数
牛	牛伝染性リンパ腫	4 9
	牛ウイルス性下痢	2
	破傷風	7
豚	豚丹毒	2 5
	豚繁殖・呼吸障害症候群	2
	サルモネラ症	1 2 9
鶏	鶏伝染性気管支炎	4 1
	マレック病	3 4

(2) 家畜衛生上の課題

ア 悪性の家畜伝染病の侵入リスク

豚熱は、野生いのししの感染拡大が続いており、令和3年7月末以降、瀬戸内地域の鳥しょ部（兵庫県淡路島）においても死亡野生いのししでの本病の感染が確認され、同年10月から、本県においても豚熱ワクチン接種が開始されたが、本県の養豚は、種豚等の導入や出荷等のため県外との往来頻度が高いことから、車両等を介したウイルスの伝播や、感染した野生いのししが本県に侵入

することによるリスクは高く、令和6年7月以降、県内の野生いのししにおいても豚熱感染が確認されている。

高病原性鳥インフルエンザは、海外から渡り鳥がウイルスを持ち込むことから、本病ウイルスを保有した渡り鳥を介した本病の発生リスクは高い。なお、本県では令和元年11月に野鳥糞便から低病原性鳥インフルエンザが確認されている。

口蹄疫やアフリカ豚熱は、肉製品の違法な持ち込みにより、本病ウイルスが侵入する可能性が高く、県内の空海港では国際線は都市圏に比べると少ないが、韓国や台湾への直行便や、農場には外国人の従業員もいるため、理解不足により持ち込まれる可能性は否定できない。

イ 畜種別の飼養衛生管理基準への対応

家畜の所有者等は、家畜の疾病の侵入リスクを認識し、家畜保健衛生所、管理獣医師、家畜診療所、畜産関係機関が一体となって飼養衛生管理基準の遵守徹底を図ることが重要である。

(ア) 乳用牛

開放型畜舎での飼養のため、飼養衛生管理の高度化への対応は難しい状況にある。特に、集乳車が日常的に地域の複数の飼養農場に立ち入ることから、農場間伝播へのリスク管理として、農場への出入対策を適切に講ずることが重要である。飼養衛生管理基準の遵守状況を踏まえ、管理区域に立入る車両の消毒、立入者に関する記録の作成・保管について、徹底する必要がある。

また、乳用後継牛を県内外の公共牧場等に預託をしており、預託先での疾病の発生状況も考慮しながら飼養衛生管理を行う必要がある。

本県では、牛伝染性リンパ腫の散発的な発生があり、農場内での感染拡大防止及び農場への侵入防止のための有効な衛生対策を実施し、本病の浸潤率を低下させる必要がある。

(イ) 肉用牛

開放型畜舎での飼養のため、飼養衛生管理の高度化への対応は難しい状況にある。特に、肥育経営、繁殖経営それぞれに特化した経営が多く、経営形態に応じたきめ細やかな対応が必要である。飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底に関する指導を通じて、所有者及び飼養衛生管理者の飼養衛生管理基準への理解を深め、遵守率の向上を図る必要がある。

また、繁殖雌牛や育成牛を県内の公共牧場に預託している農場もあり、公共牧場に病原体を持ち込まないための衛生管理が重要である。

本県では、牛伝染性リンパ腫の発生が、肉用牛においても増加傾向にあることから、本病の浸潤率を低下させ、農場の清浄化につなげていく衛生対策が必要である。

(ウ) 養豚

四国地方でも野生いのししの豚熱の感染が拡大しており、本病の発生予防対策が極めて重要であり、飼養衛生管理基準の遵守状況を踏まえ、衛生管理区域

の出入口の制限や、車両消毒の徹底、野生いのしし侵入防止対策等、飼養衛生管理の高度化を進め、農場外からの病原体を持ち込まない対策を実施する必要がある。

本県では、豚丹毒の発生件数が多く、全件がと畜検査時に摘発されている。本病は、ワクチン接種が有効な対策であるが、接種率の低下が懸念されており、ワクチン接種の励行や日頃の衛生管理が重要である。

(エ) 養鶏

国内においては、令和2年度以降、高病原性鳥インフルエンザが毎年度発生しており、本県では令和3年末及び令和6年末に発生が確認された。野鳥からのウイルス持ち込みや、ネズミ等を介した感染が危惧されることから、防鳥ネット、金網等の侵入防止対策が特に重要である。特に、飼養衛生管理基準の重要項目(17、18、19、22、23、25、27)について遵守する必要がある。

本県では、鶏伝染性気管支炎が散発的に発生しているが、本病の予防には各種のワクチンが広く使用されている。ワクチン株と野外流行株との抗原性が異なる場合には、十分な予防的効果がえられず、農場で流行している野外株の把握が重要となる。また、コクシジウム症、外部寄生虫病による皮膚疾患、その他不顕性感染を示しながら家畜の生産性を大きく低下させる疾病が多数あり、これらの病原体が、家畜の飼養農場への侵入が認知されないまま、農場内あるいは農場外にまん延するおそれがある。

4 各主体における課題

国内外での家畜伝染病の発生や、法の改正など、家畜衛生をめぐる事情は目まぐるしく変化しており、家畜の所有者等に家畜衛生情報を適時・適切に伝える体制は構築されているものの、飼養衛生管理基準への理解を一層高めるには、家畜の所有者等による自己点検と家畜防疫員による確認結果のフィードバックによるPDCAサイクルの頻度の不足が課題となっている。

家畜防疫員が担う家畜衛生上の事務は増大しており、限られた人員の中、効率的かつ計画的に飼養衛生管理に係る指導等を実施していく必要がある。

III 指導等の実施に関する基本的な方向

1 指導等の実施に関する基本的な方向

飼養衛生管理基準は、全ての家畜の所有者が家畜の飼養に係る衛生管理において守るべき基準であり、家畜の所有者は自らその徹底に努める必要がある。

また、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の取組みは、家畜の所有者等、行政、関連事業者、生産者団体、獣医師等が連携して総合的に実施していくことが重要であるため、県においては、地域の家畜衛生上の課題を的確に把握し、効率的かつ計画的に飼養衛生管理に係る指導等を実施していく。

飼養衛生管理基準の遵守に係る指導は、遵守状況を踏まえ、家畜伝染病発生リス

クの高い事項を優先事項として選定し、重点的に実施することで、県内の衛生レベルの高位平準化を図る。

立入検査の際には、動物用医薬品の適正な流通・使用等についても聞き取り、指導、啓発を実施する。

野生動物への対策として、防護柵（対象：豚、いのしし）や野生動物侵入防止のための防鳥ネット（対象：豚、いのしし、家きん）の破損等がないよう定期的な点検を要することから、豚熱の国内発生状況や野生いのししの検査状況、国内外の鳥インフルエンザの発生状況等について、立入検査や広報等を通じた指導、情報提供及び注意喚起を行う。

- (1) 家畜防疫員は、年1回以上、全ての家畜の飼養農場における飼養衛生管理状況の確認及び指導等を行う。確認に当たっては、国が作成する飼養衛生管理基準の遵守指導に係る手引き、チェック様式等を活用して適正な水準で実施する。
- (2) 各家畜の飼養衛生管理基準のうち、重点的に指導等を実施すべき項目は、第3章のIの事項とする。各畜種とも、改正後の飼養衛生管理基準について所有者及び飼養衛生管理者の認識を深めるため、飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底に関する指導を実施するとともに、病原体の侵入防止に重点を置き、衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等、衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等、畜舎に立ち入る者の手指消毒等の項目を選定する。特に、豚熱、高病原性鳥インフルエンザの国内発生状況及び県内の飼養衛生管理の遵守状況を踏まえ、豚・いのしし及び養鶏においては、衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用等について、重点的に指導を行う。
- (3) 家畜防疫員が、法第12条の4に基づく定期の報告、法第51条に基づく立入検査等によって、家畜の所有者の不遵守を確認した場合において、法第12条の5及び第12条の6の規定による指導及び助言並びに勧告等を行うときは、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林水産省令第35号）第21条の7及び「家畜伝染病予防法第12条の5の規定による指導及び助言、同法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令に関する事務処理要領（平成23年12月27日付23畜第1380号）」に従って実施する。
- (4) 家畜防疫員は、飼養衛生管理者に対して、飼養する家畜の飼養衛生管理について、少なくとも年1回以上、自己点検を行い、その結果を家畜の所有者（家畜の所有者が飼養衛生管理者である場合を除く）に共有するよう求める。

特に、①全ての豚又はいのししの所有者及び飼養衛生管理者に対しては、3か月に一度、飼養衛生管理基準の遵守状況に関する自己点検を行うことを、②全ての家きんの所有者及び飼養衛生管理者に対しては、毎年、高病原性鳥インフルエンザの発生シーズン前の9月から飼養衛生管理基準の遵守状況に関する自己点検を開始し、家畜保健衛生所への結果の報告を求める。シーズン中は不遵守がなくなるまで毎月繰り返して実施する。

また、豚及びいのししの所有者及び飼養衛生管理者に対して、四国内で豚熱の発

生が確認された場合、1週間以内に自己点検を行い、家畜保健衛生所への結果の報告を求める。

- (5) 県は、飼養衛生管理基準についての講習会の開催等により、知識の普及啓発に努める。
- (6) 県は、畜産事業者に対する補助事業・制度資金を措置するに当たり、事業の性質を踏まえた上で、飼養衛生管理基準の遵守に係るクロスコンプライアンスの導入を推進する。特に、規模拡大を行う畜産事業者に対する埋却地等の確保が確実に図られるよう取り組む。
- (7) 県は、法第 21 条の規定に基づく家畜・家きんの死体の埋却の用に供する土地又は焼却施設を確保するよう指導等を行う。それらの確保が困難な場合においては、県が土地の確保又は焼却若しくは化製のための機械の利用に係る措置（機械の設置場所、資材及び作業者の確保等をいう。）を講ずるに当たって家畜の所有者に求める取組を示すとともに、当該取組を行うよう指導等を行う。

第二章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項

1 実施方針

近年の国内における家畜の伝染性疾病による発生状況からみると、家畜の伝染性疾病が発生を受けて、予防対策をはじめとした防疫措置を講ずるというこれまでの対応では、被害拡大の防止が十分ではないと考えられる。このため、法第5条に規定する発生の動向を把握するための検査、家畜防疫体制の強化、家畜伝染病予防事業の計画的な実施、自衛防疫の積極的な推進等の取組みを通じて、家畜の伝染性疾病発生の未然防止に重点を置いた事前対応型の防疫体制の強化に努めることとする。

本県の家畜伝染病予防事業の実施については、「監視伝染病のサーベイランス対策指針」に基づき実施する。県畜産課は、全国的サーベイランス及び地域的サーベイランスの実施に関する計画（時期、地域、検査対象、方法等）を、地域の家畜衛生事情を踏まえ毎年作成する。

第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

1 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

1 重点的に指導等を実施すべき事項及び指導等の実施方針

農場に対する指導に際しては、家畜防疫員が、法に基づく立入検査による飼養衛生管理基準の遵守状況の確認を実施する他、国内における高病原性鳥インフルエンザや豚熱の発生を踏まえ、下記事項について重点的に指導を行う。

また、立入検査以外にも、電話、ファクシミリ、電子メール、郵送等、農場に応じた形で随時行う。

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき事項
牛、水牛、	(3) 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底

<p>鹿、めん羊及び山羊</p>	<ul style="list-style-type: none"> (4) 記録の作成及び保管 (8) 衛生管理区域の設定 (11) 埋却等の準備 (17) 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等 (18) 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 (19) 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等 (22) 畜舎に立ち入る者の手指消毒等 (23) 畜舎の入口における靴の交換又は消毒 (32) 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止
<p>豚及びいのしし</p>	<ul style="list-style-type: none"> (3) 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 (4) 記録の作成及び保管 (8) 衛生管理区域の設定 (11) 埋却等に備えた措置 (17) 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等 (18) 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 (19) 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等 (21) 処理済みの飼料の利用 (23) 衛生管理区域への野生動物の侵入防止 (24) 畜舎に立ち入る者の手指消毒等 (25) 畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置及び使用 (27) 畜舎外での病原体による汚染防止 (28) 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕並びに大臣指定地域における舎外飼養 (30) ねずみ及び害虫の駆除 (31) 衛生管理区域内の整理整頓、畜舎等施設の清掃及び消毒 (35) 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止
<p>鶏その他家きん</p>	<ul style="list-style-type: none"> (3) 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 (4) 記録の作成及び保管 (7) 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備 (8) 衛生管理区域の設定 (11) 埋却等に備えた措置 (17) 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等 (18) 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 (19) 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等 (22) 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等 (23) 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用 (25) 野生動物の侵入防止のための防鳥ネット等の設置、点検及び修繕

	(27) ねずみ及び害虫の駆除 (28) 衛生管理区域内の整理整頓、家きん舎等施設の清掃及び消毒 (32) 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止
--	---

() の番号は、飼養衛生管理基準における項目番号を示す。

2 各年度の優先事項等

各年度の優先的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項については、家畜の伝染性疾病の国内・県内発生状況及び県内の飼養衛生管理の遵守状況等を踏まえて設定する。

II I 以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

- (1) 家畜の所有者等は、県から発信される家畜防疫に関する情報を確実に確認するとともに、自ら積極的に国内外の家畜衛生情報を把握することに努め、全ての従事者に情報を提供し、自主的な取組みを推進する。更に、メールアドレスの取得並びにインターネットの接続環境及び閲覧機器の確保を行い、県から発信される家畜防疫に関する情報を適宜把握できる環境を整備する。また、日本語以外を母国語とする者が従事している場合は、当該言語の資料配布等により、全ての従事者における円滑な情報共有に努める。
- (2) 家畜の所有者は、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の家畜伝染病発生時の影響の緩和を図るために必要と考える場合には、以下の①又は②の対応を行う。
 - ① 同一経営体内の別の農場の間で人・車両・物等の往来があり、一つの農場で豚熱や高病原性鳥インフルエンザが発生した際に、他の農場における家畜が殺処分の対象となるような場合は、シャワーイン等の実施や物品の扱いを農場別にするなど、県と相談の上、交差を防ぐ対策を実施する。
 - ② 一つの農場における殺処分等羽数の低減を図る場合は、当該農場における衛生管理区域及び人・車両・物等の動線の見直しによる農場の分割管理を検討し、その具体的内容について県と相談の上、農場の分割管理に取り組む。また、家畜保健衛生所は、分割管理の運用開始時の確認及び運用開始後は毎年複数回の確認を行う。
- (3) 県は、家畜の所有者から(2)の相談があった際には、当該相談に係る農場の飼養衛生管理の状況を確認し、作業動線等を考慮した上で飼養衛生管理及び特定家畜伝染病防疫指針に鑑み、適切な分割管理がなされるために必要な指導を行う。

また、必要に応じて家畜の所有者等に対して(2)の①又は②について提案及び周知を行う。
- (4) 県は、家畜の伝染性疾病の発生等により、飼養衛生管理基準に規定する内容以外の飼養衛生管理上の措置が必要となった場合には、家畜の所有者等に対し、その必要となった措置を講ずるよう指導を行う。
- (5) 高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の発生時には、殺処分した家畜や家きんの死体を迅速に処理することが重要である。

このため、家畜の所有者は、埋却地の確保は義務付けされているが、土地の制約上、直に埋却が困難な場合や、続発により埋却のみでは処理が困難な場合も考えられるため、県は、市町や地域の協議会等と連携し、利用可能な公有地や焼却施設のリストアップ及びレンダリング装置の活用等による的確な死体の処理体制の構築を進め、円滑な焼埋却に向けて家畜の所有者が行うべき取組を指導する。

- (6) 大規模農場については、県は、家畜の所有者に対し、監視伝染病の発生に備えた対応計画（焼却又は埋却の実施等を含む。）の策定及び周辺住民に対する説明並びに消毒薬等の防疫資材の備蓄の取組について、対象者を明らかにした上で指導計画の優先事項に定め、指導等を行う。特に、対応計画の策定の指導等に当たっては、人員や資機材の供与など、監視伝染病の発生時に家畜の所有者が担う責任と役割を明確化する。

第四章 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

1 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

家畜の所有者における家畜の伝染病の発生予防対策の取組みは、これまでは家畜保健衛生所や農業共済獣医師、公益社団法人愛媛県畜産協会の指定獣医師等からの指導を受けて、受動的に取り組んでいた場合がほとんどであった。

しかしながら、家畜の伝染病発生予防対策は、家畜の所有者自らが飼養衛生管理基準の遵守を基本として能動的に実施することが重要であり、その取組みを県、市町、農業共済獣医師、畜産関係団体、生産者団体等が連携してバックアップする指導体制の機能強化に努める必要がある。

このため、県及び各地域段階に設置されている家畜衛生推進協議会等を活用し、家畜の所有者や飼養衛生管理者等に対する研修会の積極的な開催や、生産者の技術向上等につながるための施設整備、生産性向上、コスト低減、経営継承、環境問題等の家畜衛生以外の情報を含めた総合的な研修になるよう努める。

また、県は、各畜種毎の生産者組織の活動に対して、飼養衛生管理基準に係る技術的助言等を行うとともに、求めに応じて、研修会又は講習会を開催する場合の職員の出遣を行う。

第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

1 県の体制整備

1 家畜防疫員の確保及び育成

家畜防疫対策業務を遂行するのは県の家畜防疫員であるが、県への就職を希望する獣医学系大学生は少なく、獣医師定員を確保できない事態が継続している。獣医学系大学生が公務員獣医師を志望しない理由は、獣医師志望理由が当初から小動物開業であることや、公務員獣医師の業務内容を知らない、給与面での待遇が希望よりも低い等といわれている。

このため、獣医師職員の大学訪問による学生勧誘やインターンシップの積極的な受入れ、採用条件の緩和、初任給調整手当の創設など、確保対策に努めてきたほか、農林水産部獣医師職員を目指す学生に修学資金を給付し、本県への就職により返済を免除する制度を広く周知し獣医師の学生段階からの確保を実施している。

一方、家畜保健衛生所の獣医師職員は、日頃の家畜伝染病発生予防対策のほか、伝染病発生時には家畜防疫員として自らが防疫活動を実践するとともに、農家及び関係者を指導する立場にある。このため、県は、国が開催する家畜衛生講習会を計画的に受講させるとともに、研修会等を積極的に開催し、最新の科学的知見、飼養衛生管理の指導等を行うに当たり有益な情報の伝達等により家畜防疫員の育成に努めるものとする。

II 飼養衛生管理者の選任、研修等

1 飼養衛生管理者の選任に関する方針

日頃から家畜に接している家畜の所有者や全ての従事者等は、飼養衛生管理基準を遵守することが重要である。このため、県は、家畜の所有者に対して、次の事項に留意し、従事者等が飼養衛生管理を適正に実施しているかを確認し、必要に応じて指導することができる者を飼養衛生管理者として選任するよう指導を行う。

選任の際には、次の事項に留意する。

- (1) 衛生管理区域ごとに、それぞれ別の飼養衛生管理者を選任する。ただし、衛生管理区域が隣接している場合や、経営形態から複数の衛生管理区域を一人で管理したとしても、飼養衛生管理基準や適切な防疫手法の共有をはじめとした業務の実施に支障がない場合は、この限りではない。なお、大規模所有者に対しては、畜舎ごとに管理ができる飼養衛生管理者を配置するよう指導等を行う。
- (2) 飼養衛生管理者の選任状況は、毎年の定期報告により把握し、その際には以下の事項に留意する。
 - ア 飼養衛生管理者が選任されていない衛生管理区域が生じないように、定期報告により、飼養衛生管理者を選任していない衛生管理区域があることが明らかになった場合には、期限を定めるなど、速やかに選任するよう指導を徹底する。
 - イ また、定期報告により報告された飼養衛生管理者の住所が衛生管理区域から著しく遠方にある場合や、多数の衛生管理区域を通じて一人の飼養衛生管理者を選任している場合等、衛生管理区域において飼養衛生管理が適正に行われているかを確認及び指導することが事実上困難と考えられる場合には、県は、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理者の選任状況を見直すよう指導等を行う。
 - ウ 大規模農場については、県は、家畜の所有者に対し、畜舎ごとの飼養衛生管理者を選任し、従事者が飼養衛生管理基準を確実に遵守するよう必要な措置を講じるよう指導を行う。
- (3) 家畜の所有者は、飼養衛生管理者を変更した場合は、速やかに管轄家畜保健衛生所に届出るものとする。

2 飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針

県は、飼養衛生管理者がその業務を行うために必要な知識・技術の習得・向上を図ることができるよう、原則として、毎年1回以上、以下の事項に関する研修の機会を提供するとともに、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理者を当該研修に参加させるよう指導等を行う。また、家畜の所有者自身が当該研修に参加することも併せて推奨する。なお、研修会の開催のほか、家保だよりや県ホームページ等での資料提供により飼養衛生管理者に必要な知識・技術の習得・向上を図ることも可能とする。

- ①海外及び国内における家畜の伝染性疾病の発生の状況・動向
- ②飼養衛生管理基準の内容及び同基準を遵守するための具体的な措置の内容
- ③飼養衛生管理者がその他の従事者に対し行う教育等の方法
- ④県の指導計画の内容
- ⑤その他必要な知識・技術の習得・向上に資する事項
(サーベイランス、病性鑑定等の情報還元)

3 飼養衛生管理者に対する情報提供に関する方針

- (1) 県は、国内外の伝染性疾病の発生状況や最新の科学的知見に関する情報等、家畜保健衛生所を通じて、随時、速やかに、ファクシミリ、電話、電子メール、郵送等により周知する。
- (2) また、家畜保健衛生所は、外国人従業員の従事状況の確認のうえ、言語によるコミュニケーションに配慮する必要がある外国人従業員向けの情報提供に配慮し、外国語による資料の作成・提供等を行うよう努める。

III その他指導等の実施体制に関する事項

飼養衛生管理基準に係る指導は、年間を通じて実施する。

また、家畜の所有者等が飼養衛生管理基準を遵守せず、そのことによって当該家畜の飼養場所や周辺地域における家畜伝染病の発生予防やまん延防止の上で重大かつ社会的影響が大きく、法の目的を達成するために、特に必要があると認める場合は、決定した行政処分の内容を公表する。

第六章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

I 協議会等の活用と相互連携に関する方針

県、市町、関係団体等が、それぞれの役割を自覚し、協議会等を活用し、常に情報共有を行い、飼養衛生管理に係る指導の実施や課題解決に向けて、相互に連携することとする。

協議会等の種類	構成	設置時期	事務局	協議内容
豚熱感染拡大防止対策協議会	県、市町、関係団体	令和4年11月	愛媛県農林水産部畜産課	・野生いのししへの豚熱経口ワクチンの野外散布、サーベイランスの実施等

愛媛県家畜衛生推進会議	県、関係団体	令和3年3月	愛媛県農林水産部畜産課	・ 県域における家畜衛生上の課題と対策 ・ 飼養衛生管理基準への取組みの推進
家畜伝染病予防対策等に係る連絡会議	県、岡山理科大学獣医学部	令和元年6月	愛媛県農林水産部畜産課	・ 家畜の疾病の予防対策に係る共同研究等 ・ 獣医師専門研修の開催等
東予家畜衛生推進協議会	県、市、関係団体	令和7年4月	東予家畜保健衛生所	・ 東予家畜保健衛生所管轄における家畜衛生関係や畜産経営上の諸課題 ・ 講習会の開催
中予家畜衛生推進協議会	県、市町、関係団体	昭和47年6月	中予家畜保健衛生所	中予家畜保健衛生所管轄における家畜衛生関係や畜産経営上の諸課題 ・ 講習会の開催
八幡浜地方家畜衛生推進協議会	県、市町、関係団体	昭和46年11月	南予家畜保健衛生所	南予家畜保健衛生所管轄（八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡及び西宇和郡）における家畜衛生関係や畜産経営上の諸課題 ・ 講習会の開催
宇和島地方家畜衛生推進協議会	県、市町、関係団体	昭和40年4月	南予家畜保健衛生所	南予家畜保健衛生所管轄（宇和島市、北宇和郡及び愛南町）における家畜衛生関係や畜産経営上の諸課題 ・ 講習会の開催

II 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針

- (1) 県は、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱等の重大な家畜伝染病が家畜において発生し、又は野生動物において確認された場合には、国の防疫指針や「愛媛県高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫対策マニュアル」、「愛媛県口蹄疫防疫対策マニュアル」、「愛媛県豚熱及びアフリカ豚熱防疫対策マニュアル」に基づき、当該疾病の発生・確認に伴い設定される制限区域内の家畜の飼養農場に対し、飼養衛生管理基準の遵守状況について速やかに緊急点検を実施する。
- (2) 緊急点検項目は、家畜防疫員が平時の飼養衛生管理基準の遵守状況の確認時に、不備が認められた項目を重点的に実施する。
- (3) その際、家畜の所有者が飼養衛生管理基準のうち次に掲げる事項を遵守しておらず、直ちに改善しなければ本病がまん延する可能性が高いと認める場合には、当該家畜の所有者に対して、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、改善すべき旨の勧告を行う。
 - ア 衛生管理区域への病原体の侵入防止
 - イ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止
- (4) 県は、(3)の勧告を受けた家畜の所有者が、当該勧告に従わない場合には、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずる。
- (5) 県は、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理基準の遵守状況について文書の提示に

より命令を行う場合には、次によること。

ア 期間

原則、3日とする。ただし、施設設備等が必要である場合等の理由により当該期間内に措置をとることが困難と認められる場合には、とるべき措置の内容に応じた合理的な期間とする。

イ 記載する内容

- (ア) 法第34条の2第2項に基づく命令をする旨
- (イ) 勧告に従わなかった事実
- (ウ) とるべき措置の内容
- (エ) 措置をとるべき期限
- (オ) その他必要と認める事項

- (5) また、制限区域内の家畜の飼養農場において、特定症状が確認された場合の緊急通報が円滑かつ確実に行われるよう、管轄の家畜保健衛生所は、家畜伝染病の発生状況、緊急連絡先、届出が必要となる症状等について、改めて周知する。

III 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針

- (1) 法においては、家畜の飼養に係る用途にかかわらず、家畜を飼養している者は、飼養衛生管理基準を遵守する義務がある。

このため、県は、通常の家畜の飼養農場以外の場所（観光牧場、動物園、愛玩動物飼育場等）については、家畜の所有者の責務に係る理解醸成に努め、家畜の疾病の発生予防及びまん延防止に対する取組みを促進するとともに、それぞれの飼養環境・形態の特徴、人及び野生動物との接触の機会等を考慮の上、衛生管理区域の適切な設置、消毒方法等の飼養衛生管理上の留意点について広報活動、必要に応じて巡回指導を行う。

- (2) 市町は、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止の一端を担っているという認識の下、各地域における自衛防疫団体、協議会等の設置及び活動に関する助言等国や県が行う家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止の施策に協力する。
- (3) 関連事業者は、自らの事業活動に起因して広域的な感染拡大が生じるリスクがあることを認識し、その事業活動に関して、車両消毒の徹底等、家畜の伝染性疾病の病原体の拡散防止措置を講ずるとともに、国や県、市町が実施する施策に協力し、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止の取組を実施する。

令和6年度～令和8年度 サーベイランス等の実施計画

実施区分	疾病区分	実施根拠法律条文	摘要
検査事業	臨床検査	牛伝染性疾病	法第51条 臨床検査を主とし、必要に応じて病理、細菌、ウイルス等の精密検査を実施する。
		豚伝染性疾病	法第51条 臨床検査を主とし、必要に応じて病理、細菌、ウイルス等の精密検査を実施する。
		鶏伝染性疾病	法第51条 臨床検査を主とし、必要に応じて病理、細菌、ウイルス等の精密検査を実施する。
		馬伝染性疾病	法第51条 臨床検査を主とし、必要に応じて病理、細菌、ウイルス等の精密検査を実施する。
		羊・山羊伝染性疾病	法第51条 臨床検査を主とし、必要に応じて病理、細菌、ウイルス等の精密検査を実施する。
	ヨーネ病 (スクリーニング)	法第5条 6か月齢以上の搾乳牛及びその同居牛、種雄牛及びその同居牛、県外導入牛（肥育牛を除く）、放牧牛、共進会出品牛、県外移出牛等	
	ヨーネ病 (リアルタイムPCR)	法第5条 6か月齢以上の搾乳牛及びその同居牛、種雄牛及びその同居牛、県外導入牛（肥育牛を除く）、放牧牛、共進会出品牛、県外移出牛等	
	アカバネ病（中和試験）	法第51条 未越夏牛又は当年4月末時点で抗体陰性牛	
	アインウイルス感染症（中和試験）	法第51条 未越夏牛又は当年4月末時点で抗体陰性牛	
	チュウザン病（中和試験）	法第51条 未越夏牛又は当年4月末時点で抗体陰性牛	
	ピートンウイルス感染症（中和試験）	法第51条 未越夏牛又は当年4月末時点で抗体陰性牛	
	牛伝染性リンパ腫（エライザ）	法第51条 県外導入牛、放牧牛、発生農場及び抗体陽性農場の牛等	
	牛伝染性リンパ腫（PCR）	法第51条 県外導入牛、放牧牛、発生農場及び抗体陽性農場の牛等	
	牛ウイルス性下痢（エライザ）	法第51条 搾乳牛又は肉用繁殖牛	
	豚熱（エライザ）	法第51条 無作為に抽出した30農場の豚	
	豚熱・アフリカ豚熱（PCR）	法第51条 病性鑑定を行った異常豚（飼養豚）	
	豚熱・アフリカ豚熱（リアルタイムPCR）	法第51条 県内全域で捕獲した野生いのしし	
	オーエスキー病（ラテックス凝集反応）	法第51条 県外導入豚、無作為に抽出した50戸の豚等	
	豚繁殖・呼吸器症候群（エライザ）	法第51条 県外導入豚、無作為に抽出した26戸の豚、発生農場及び抗体陽性農場の豚等	
	豚丹毒（生菌凝集反応）	法第51条 発生農場の豚等	
	[種鶏]ニューカッスル病（赤血球凝集抑制反応）	法第51条 種鶏（飼養羽数の概ね10%）	
	[一般]ニューカッスル病（赤血球凝集抑制反応）	法第51条 採卵鶏又は肉用鶏	
	[一般]ニューカッスル病（エライザ）	法第51条 採卵鶏又は肉用鶏	
	高病原性鳥インフルエンザ（エライザ）	法第51条 100羽以上の家きん飼養農場の家きん	
	[種鶏]鶏マイコプラズマ症（急速凝集反応）	法第51条 種鶏（飼養羽数の概ね10%）（Mg、Ms）	
	[一般]鶏マイコプラズマ症（急速凝集反応）	法第51条 採卵鶏又は肉用鶏（Mg、Ms）	
	鶏サルモネラ症（細菌検査）	法第51条 採卵鶏	
	腐蛆病（細菌検査）	法第51条 県外転飼群等の蜜蜂	
チョーク病（真菌検査）	法第51条 県内飼育群等の蜜蜂		
注射事業	豚熱（豚熱生ワクチン）	法第6条 県内飼育の豚及びいのしし	